

専門家による巡回相談を実施

町では、身体や心ころなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を、一般相談支援事業所「あいわの里」に委託しています。

これまで訪問や窓口、電話による相談などを行ってきましたが、今年度は、地域での巡回相談を実施しています。身体のこと、このころのこと、福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士をはじめとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。どなたでもお気軽にご利用ください。

○日時・場所

・平成29年1月27日（金）
午前9時～11時
保健福祉センター（鷹巣）
午後2時～4時
川床コミュニティセンター
・平成29年2月16日（木）
午前9時～正午
獅子島アイランドセンター
午後1時～3時
獅子島島内巡回

肥薩おれんじ鉄道運賃助成制度

県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会では、県内小・中学校の児童・生徒に同鉄道に親しんでいただくため、同鉄道を利用して文化・スポーツ交流等を行う際の運賃を助成する制度を設けています。

○申請可能な団体

県内の小・中学校、保育園、幼稚園、子ども会、町内会、スポーツ少年団、部活動、PTA等

○助成対象となる活動

①文化活動（展覧会鑑賞、大会など）
②スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦など）
③社会見学（遠足）など
※助成要件など詳しくは、県ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

県庁交通政策課
☎099（286）2465

※訪問は要予約

・平成29年2月24日（金）
午前9時～11時
役場指江庁舎2階大会議室

※右記の時間で相談員が常駐しています。

※以降の開催日程につきましては順次、広報などでお知らせします。

※自宅への訪問依頼や上記の相談以外での相談も随時受け付けています。

○問い合わせ先

あいわの里相談支援センター
☎（75）2401
役場町民福祉課社会福祉係
☎（86）1157「直通」

確定申告無料相談

南九州税理士会出水支部は確定申告に関する無料相談を行っています。

○実施期間

平成29年2月1日（水）～
2月28日（火）
※土・日、祝日は除きます。

○相談内容

個人の所得税・消費税に関する相談

ミツバチの巣箱を設置している人は飼育届の提出が必要です

養蜂振興法の改正に伴い、ミツバチの巣箱を設置している人は、毎年1月末までに蜜蜂飼育届の提出が必要です。

※今年、提出されている人であっても、来年も引き続き飼育される人は、改めて提出が必要となります。

○留意点

ミツバチの巣箱を設置している全ての人が対象です。（ただし、花粉交配用を使用する時期だけミツバチを飼育される人の届出は不要です）

○提出期限

平成29年1月31日（火）

○提出・問い合わせ先

北薩地域振興局農政普及課
☎0996（25）5531

○費用

申告に関する相談（30分程度）は無料です。

ただし、具体的に申告書の作成を依頼する場合は有料となります。

○予約

相談を希望する税理士事務所には必ず電話などで相談日時の予約を行ってください。

※税理士には職務上知り得た秘密を守る義務（守秘義務）が課せられていますので、安心してご相談ください。

※税理士の資格のない人が税務代理や税務書類の作成、税務相談をすること（いわゆる「にせ税理士」）は税理士法で固く禁じられています。

※無料相談の相手先などについては、問い合わせしてください。

○問い合わせ先

役場税務課
☎（86）1172「直通」

陽子線によるがん治療

本県における死亡原因の第1位は、全国同様「がん」であり、がん対策が喫緊の課題

となっております。県では、平成25年3月に策定した「鹿児島県がん対策推進計画」に基づき、がん予防の普及啓発、早期発見体制の充実や、がん診療連携拠点病院の整備など、総合的ながん対策を推進しているところです。

メデイポリス国際陽子線治療センターにおいては、副作用の少ない陽子線を用いたがん治療を平成23年4月から行っており、固形がんである前立腺、肺、肝臓、膵臓等のがんについて、既に1900件を超える治療実績があります。

県においては、県民が陽子線治療を受けやすい環境を整備するため、治療費を金融機関から借り受けた患者やその家族等に対して利子の一部を助成する制度があります。

詳しくは県のホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

県庁地域医療整備課
☎099（286）2693

○受入期間

平成29年3月12日（日）～
3月26日（日）

○申し込み締切り

平成29年1月20日（金）

○問い合わせ先

NPO法人からいも交流
北薩ブロック担当 西牟田
☎090（3609）1128

旧指江学校給食センターを売却します

長島町では利用目的のない町有財産の有効利用の観点から、旧指江学校給食センター（土地・建物）の売却を計画しています。購入後の目的は、①起業者で地元特産品の加工（販売）所として利用②住居として利用③事務所として利用④工場として利用などいろいろな用途に利用可能です。

次の日程で売却に伴う説明会を実施しますのでお申し込み希望者はお参加ください。ご不明な点は、問い合わせください。

○期日

平成29年1月13日（金）
午後1時30分から

○場所

旧指江学校給食センター内



↑売却する旧指江学校給食センター

○提出・問い合わせ先

役場総務課財産管理係
☎（86）1111 [代表]